

平成 17 年度 第 1 回
高圧ガス規格委員会 議事録 (案)

. 日 時 : 平成 18 年 2 月 7 日 (火) 14 : 00 ~ 17 : 00

. 場 所 : 虎ノ門パストラル アイリスガーデン (新館 4 階)

. 出席者 (敬称略、順不同)

委 員 長 : 木村

副 委 員 長 : 大谷

委 員 : 岩崎、土橋、堀口、倉田、清木、高田(進)、渡辺、石田、河南、萩原、小澤、原、平位 (代理 飯田)、満田、山崎(進)、加納、高田(浩)、山崎(俊)

オブザーバ : 佐藤 (旭化成エンジニアリング株)

K H K : 大角、荒井、松木、井口、濱本、須知、木村、小山田、吉村

. 配付資料 : 資料 1 高圧ガス規格委員会委員名簿 (業種バランスシート)

資料 2-1 高圧ガス保安協会 技術委員会規程

資料 2-2 技術基準作成基本方針

参考資料 2-1 技術委員会の組織及び規格策定プロセスについて

参考資料 2-2 技術基準整備 3 ヶ年計画 (平成 17 ~ 19 年度)

資料 3 高圧ガス保安協会 規格委員会規程

参考資料 3-1 規格委員会規程について

参考資料 3-2 KHK 技術基準策定プロセスの抜本的改正 (高圧ガス '05.11)

資料 4 技術基準策定手順書(案)

資料 5 水素燃料電池自動車用ガス供給スタンドに係る保安検査基準等検討分科会及び定期自主検査基準・保安検査基準解釈専門分科会の移行について(案)

別添 : 水素燃料電池自動車用ガス供給スタンドに係る保安検査基準等検討分科会名簿(案)(業種バランスシート(案))

別添 : 定期自主検査基準・保安検査基準解釈専門分科会名簿 (案)

参考資料 5-1 定期自主検査指針(KHKS 1850 シーズ) 保安検査基準(KHKS 0850 シーズ)について

参考資料 5-2 高圧ガス保安協会規格の制定について (高圧ガス '05.5)

参考資料 5-3 LNG 受入基地関係定期自主検査指針・保安検査基準について

参考資料 5-4 LNG 受入基地設備関係の保安検査基準及び定期自主検査指針の制定 (高圧ガス '05.9)

参考資料 5-5 保安検査基準 2005 年版 定期自主検査指針 2005 年版に係わる質疑応答集について

参考資料 5-6 保安検査基準・定期自主検査指針に係る質疑応答集の発行

(高圧ガス '05.12)

- 参考資料 5-7 保安検査基準・定期自主検査指針に係る質疑応答集(印刷物)
- 資料 6 定期自主検査指針・保安検査基準の見直し検討方法について (案)
- 資料 7 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災規程の規範の作成について (案)
- 参考資料 7-1 我が国の地震防災に関する法律体系
- 参考資料 7-2 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法について(東南海・南海との対比)
- 参考資料 7-3 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の施行について
- 参考資料 7-4 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法関係スケジュール(東南海・南海との対比)
- 参考資料 7-5 官報 (法公布 H16.4.2、政令公布 H17.8.15)
- 参考資料 7-6 一般高圧ガス保安規則第 63 条
- 参考資料 7-7 特定の事業所用 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災規程の規範 (案)
一般の事業所用 同
- 参考資料 7-8 特定の事業所用 危害予防規程の規範 / 地震防災規程の規範 (印刷物)
- 参考資料 7-9 一般の事業所用 危害予防規程の規範 / 地震防災規程の規範 (印刷物)

・議事概要

1 . 議題 (1) 高圧ガス保安協会挨拶

高圧ガス規格委員会の前身である旧技術委員会化学・石油部会及び一般ガス部会において、保安検査基準・定期自主検査指針が制定されました。みなさまには少なからずご協力を頂いており、改めて御礼申し上げます。民間規格として制定された両規格について照会がある場合には、統一的に、かつ迅速に対応するために解釈専門分科会を設置して解釈を広く公表する体制を整えております。また、経済産業省の審査会で適用除外となった余寿命予測については、石連、石化協及び KHK で勉強会を開催し、FFS を含めて規格案を検討しています。今後、余寿命予測規格を検討する専門の規格委員会を発足させる予定です。

KHK は、今まで以上に民間自主規格の作成を積極的に実施していきます。そのため、公平、公正、公開を原則とした Due Process を導入し、広く一般から規格作成活動に参加していただく体制を整え、技術委員会体系についても改組いたしました。旧体制では部会でありましたが、専門性を更に持たせるために高圧ガス規格委員会として本日再スタートを切ることになりました。何卒ご審議よろしくお願ひしたい。

2 . 議題 (2) 委員等紹介

事務局より、資料 1 に基づき、委員の紹介が行われた。引き続き、事務局側の出席

者の紹介が行われた。

3. 議題(3) 定足数報告

事務局より、本日の出席者が委員代理者を含め 20 名であることを報告し、規格委員会規程第 13 条第 1 項に規定されている会議開催のための定足数(委員総数(21 名)の過半数(11 名))を満足していることを確認した。

4. 議題(4) 委員長互選、副委員長指名

4-1 委員長互選

規格委員会規程第 2 条第 4 項の規定により、本委員会の委員長は互選により定めることとなっている旨事務局から説明があった後、互選により木村委員が委員長に選任された。

4-2 副委員長指名

木村委員長から大谷委員に副委員長をお願いしたい旨発言があり、大谷委員がこれを了承し、副委員長に就任した。

5. 議題(5) 技術基準策定手順書等について

事務局より、資料 2-1、資料 2-2、参考資料 2-1、資料 3 及び参考資料 3-1 に基づき、技術委員会の組織、KHK が新たに導入した規格策定プロセス及び規格委員会規程について説明を行った。引き続き、資料 4 に基づき、技術基準策定手順書(案)について、説明を行った。その中で、業種分類「ガス製造事業者」については、分野ごとに更に小分類する旨説明を行った。その後、以下の意見交換等があった。

- ・説明の中で「技術基準」という言葉と「基準」という言葉が出てくるが、用語の定義はしてあるのか。

「技術基準」と「基準」は、資料 2-2 技術基準作成基本方針 2. で定義している。

「技術基準」は規格、質疑応答・運用解釈及び技術文書の総称として用いている。「基準」は技術基準のうち「規格」に該当するものの中で、遵守すべき要求事項を示したものであるとしている。

- ・書面投票は e-mail により実施できることになっているが、本人の確認方法はどのように判断することになるのか。

当面は、本人のメールアドレスかどうかを確認することになると考えるが、どのように確認していくかについては今後協会全体での検討課題としたい。

- ・業種分類の中で、現在の委員には該当しないものが含まれている理由は何かあるのか。

今後、委員を追加する際にその委員に該当する業種分類がなければ、新たに業種分類を追加していくという考えもあるが、他の規格委員会とのバランスにより、現時点では該当する委員がいない業種分類についても規定している。現時点では、消費

事業者と検査機関は該当する委員がいないが、今後検討する技術基準によって追加することはあり得ると考えている。

- ・規格委員会規程第26条第3項において、協会は提案について受け付ける体制を整備するとあるが、出てきた提案をどのように扱うかを定めた基準はあるのか。また、規格委員会へはどのようにフィードバックされるのか。

現在、技術基準の制定等に関する規程を作成中で、その中で具体的な提案の方法を規定する予定である。協会の規格作成活動は、KHKのホームページで公開し、常に提案を受け付ける体制を整えている。提案があった場合には、至急対応しなければならないものについては、委員長に報告することになると考えるが、基本的には次回委員会まで事務局で保管し、委員会に諮ることになる。規格に関する質問については解釈専門分科会を通して、検討することになる。

以上の意見交換等があった後、資料4の技術基準策定手順書案について採決を行った結果、出席委員及び代理者(20名)の過半数(11名)以上の賛成(満場一致)により可決となった。

引き続き、以下の委員の業種分類については、可決された技術基準策定手順書第5条で再分類された業種分類により委員に就任して頂くことのご承諾を頂いた。

倉田委員、清木委員、高田(進)委員及び渡辺委員 ガス製造事業者(石油精製・石油化学分野)

石田委員及び河南委員 ガス製造事業者(産業ガス分野)

萩原委員 ガス製造事業者(液化石油ガス分野)

6. 分科会等の移行について

事務局より、参考資料5-1、5-3、5-5及び5-6に基づき、6種類の保安検査基準、高圧ガスLNG協会との共同規格である保安検査基準(LNG受入基地関係)及び定期自主検査指針・保安検査基準質疑応答集の概要の説明をそれぞれ行った。

引き続き、資料5に基づき、水素燃料電池自動車用ガス供給スタンドに係る保安検査基準等検討分科会及び定期自主検査指針・保安検査基準解釈専門分科会の移行について、説明を行った。

その後、両分科会の移行について採決を行った結果、出席委員及び代理者(20名)の過半数(11名)以上の賛成(満場一致)により可決となった。また、水素燃料電池自動車用ガス供給スタンドに係る保安検査基準等検討分科会の主査に小林英男委員、定期自主検査指針・保安検査基準解釈専門分科会の主査に岩崎委員が木村委員長より指名された。

7. 定期自主検査指針・保安検査基準の見直し検討方法について

事務局より、資料6に基づき、定期自主検査指針・保安検査基準の見直し検討方法について、説明を行い、以下の意見交換等があった。

- ・資料6では、抽象的な部分の具体化、分かりやすい表現への改善、内容の補足等を

するとあるが、具体的にどのような進め方を考えているのか。

参考資料 5-7 として配布している質疑応答集の中で規格に反映できるものについて取り込んでいき、更に理解しやすいものになりたいと考えている。

- ・保安検査基準を改正する際には、文章表現だけでなく、図や表などを用いて分かりやすくしていただきたい。特に、4.3 高压ガス設備の耐圧性能及び強度については是非検討していただきたい。

文章表現では分かりにくいところについては、図や表を用いるなどして理解しやすいものにしていきたい。

以上の意見交換等があった後、資料 6 の定期自主検査指針・保安検査基準の見直し検討方法について採決を行った結果、出席委員及び代理者（20 名）の過半数（11 名）以上の賛成（満場一致）により可決となった。また、定期自主検査指針・保安検査基準の見直しワーキンググループの主査に岩崎委員が木村委員長より指名された。

8. 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災規程の規範の作成・検討方針について
事務局より、資料 7 及び参考資料 7-1～7-9 に基づき、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災規程の規範の作成・検討方針について、説明を行い、以下の意見交換等があった。

- ・以前は、危害予防規程の規範は一般則、液石則、コンビ則の 3 部があったが、東南海・南海地震の地震防災規程の規範が作成された際に、特定の事業所用と一般の事業所用の 2 部になった。液石則適用の事業者は一般の事業所用の規範に含まれることでよいのか。

その通りである。今回も事業所規模の大小に応じた特定の事業所用と一般の事業所用の 2 種類を作成することになる。

- ・地震防災規程の規範は、技術基準の分類ではどれに該当するのか。
指針に該当する。

以上の意見交換等があった後、資料 7 の日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災規程の規範の作成・検討方針について採決を行った結果、出席委員及び代理者（20 名）の過半数（11 名）以上の賛成（満場一致）により可決となった。

9. 今後の予定について

木村委員長より次回委員会については地震防災規程の規範の書面投票、定期自主検査指針・保安検査基準の見直しWGの報告などを中心に 3 月中旬を予定している旨説明があった。日程調整については事務局より改めて実施することになった。

以上